

## 補助事業を行うために締結する契約等の取扱いについて

(平成29年4月1日、佐賀県健康福祉部)

### (総則)

- 1 補助事業を行うために締結する契約については、県が行う契約手続の取扱いに準じなければならない。(「佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)」参照)  
なお、市町において締結する契約については、市町が行う契約手続の取扱いに準じなければならない。

### (契約の方法)

- 2 契約の方法については、次のとおりとする。
  - (1) 補助事業を行うために締結する契約については、最も競争性、透明性、経済性等に優れ、不特定多数の参加者を募る調達方法である「一般競争入札(「条件付一般競争入札」を含む。以下同じ。)を原則とする。(注意点: 多数の参加者を募るための入札公告等を適切に行うこと。)
  - (2) ただし、(1)の原則を貫くと契約までの準備に多くの作業や時間が必要となり、結果として当初の目的が達成できなくなるなどの弊害が生じることがあり得るため、一定の場合には、「指名競争入札」や「随意契約」による調達を例外的な取扱いとして認める。
    - ① 「指名競争入札」を実施しようとする場合は、「一般競争入札」によりがたい理由について知事の承認を得るものとし、この場合、原則として、5人以上の者を指名しなければならない。(注意点: 「一般競争入札」によりがたい理由については早めに県と協議すること。)
    - ② 「随意契約」によることができるのは、予定価格の額が、次に掲げる契約の種類に応じ、それぞれに定める額を超えない額とし、この場合、原則として、2人以上の者に見積りを行わせなければならない。ただし、1件の予定金額が10万円未満(分解を要する物品等の修繕は30万円未満)の契約(少額随契)等(別表参照)については、単一の業者から見積書を徴するだけで契約(以下「単一業者との随意契約」という。)できるものとする。(注意点: 少額随契以外の単一業者との随意契約については、事前に県に確認すること。)  
なお、補助事業者が個人や小規模の法人等の場合で、一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争」という。)の実施が困難な理由について知事の承認を得たときは、「随意契約」による調達を例外的に認めるものとする。(注意点: 競争の実施が困難な理由については、当該法人等の手続き規程等を確認し、社会通念上も適当と判断される場合に適用する。)  
ア 工事又は製造の請負 2,500,000円  
イ 財産の買入れ 1,600,000円  
ウ 物件の借入れ 800,000円  
エ アからウに掲げるもの以外のもの 1,000,000円  
オ プロポーザル方式による契約など価格競争に適さないものに係る随意契約
  - (3) さらに、地域活性化の観点から、地元企業が受注し地域経済に貢献することも求められており、この点も踏まえ調達がなされる必要があり、別紙『佐賀県ローカル発注促進要領』のとおり県内企業と契約するように努めなければならない。(注意点: 県外企業に入札書又は見積書の提出を依頼する場合、県外企業と契約を締結する場合、元請企業が県外企業と下請

契約又は材料納入契約を締結する場合等については、事前に理由書を県に提出しなければならない。)

(4) 加えて、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成24年法律第50号)」「障害者優先調達推進法」の趣旨に基づき、障害者就労支援施設等と契約するよう努めなければならない。なお、障害者就労支援施設等とは、次の者をいう。

① 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)」「障害者総合支援法」に基づく事業所・施設等(障害福祉サービス事業所等)

- ・ 就労移行支援事業所
- ・ 就労継続支援事業所(A型・B型)
- ・ 生活介護事業所
- ・ 障害者支援施設(就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る)
- ・ 地域活動支援センター
- ・ 小規模作業所

② 障害者を多数雇用している企業

- ・ 障害者雇用促進法の特例子会社
- ・ 重度障害者多数雇用事業所

③ 在宅就業障害者等

- ・ 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者(在宅就業障害者)
- ・ 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体(在宅就業支援団体)

(契約事務の事前届出)

3 補助事業者は、契約(当該契約を随意契約の方法により締結するものにあつては、1件の予定価格の額が100万円、工事又は製造の請負にあつては250万円、財産の買入れにあつては160万円)を超えるものに限る。)を締結するときは、当該契約に係る事務を執行する前に、次に掲げる事項について知事に届け出ること。(注意: 一般競争入札及び指名競争入札を行う場合は、公告案等を添付すること。)

(1) 事業内容

(2) 履行期間

(3) 契約の方法(一般競争入札、指名競争入札、見積り合わせによる随意契約及び単一者との随意契約の別)及びその理由

(4) 入札保証金又は契約保証金の要否

(5) 代金支払の方法

(6) その他必要な事項

(競争の公告等)

4 補助事業者は、競争を行う場合は、次のとおり公告又は通知をしなければならない。

(1) 一般競争入札を行う場合は、予定価格が5百万円以上5千万円未満の場合は開札日の10日前、5千万円以上の場合は開札日の15日前までに、おおむね次に掲げる事項をインターネットを利用して閲覧に供する方法、新聞への掲載、掲示板への掲示その他の方法により公告しなければならない。ただし、急を要する場合には、その期間を短縮することがで

きる。( 注意点: 別紙『佐賀県ローカル発注促進要領』に留意するとともに、広く一般に周知すること。)

- ① 一般競争入札に付する事項
  - ② 一般競争入札を行う 日時及び場所
  - ③ 一般競争入札に参加する者に必要な資格
  - ④ 郵送による一般競争入札については、郵送の方法並びに到着の日時及び場所
  - ⑤ 一般競争入札の保証金の額並びにこれを納入し、及び返還する時期
  - ⑥ 一般競争入札を無効とする場合
  - ⑦ 一般競争入札を中止とする場合
  - ⑧ 契約内容を示す場所
  - ⑨ ①～⑧に掲げるもののほか、必要な事項
- (2) 指名競争入札を行う 場合は、予定価格が5 百万円以上5 千万円未満の場合は開札日の1 0 日前、5 千万円以上の場合には開札日の1 5 日前までに、(1)の①、②及び④から⑨までに掲げる事項を、指名する者に通知しなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を短縮することができる。

(予定価格)

- 5 補助事業者は、競争を行う 場合は、競争に付する事項の予定価格を記入した予定価格調書その他必要な書類を封印し、開札を行う 際に、当該競争の場所に置かなければならない。

(最低制限価格)

- 6 補助事業者は、競争により 工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる。( 注意点: 最低制限価格を設ける場合は、知事が別に定める方法により 算出した額とすること。)

(契約締結後の届出)

- 7 補助事業者は、競争により 契約を締結した時は、入札結果及び契約書の写しを知事に届け出ること。また、当該契約の内容を変更する場合については、上記3 に準じて事前に届け出るとともに、変更契約後、契約書の写しを知事に届け出ること。  
( 注意点: 県外企業と契約を締結する場合等は、別紙『佐賀県ローカル発注促進要領』により 事前に理由書を県に提出しなければならない。)

<別表>単一の業者から見積書を徴するだけで契約できるもの

| 契約できる事項  | 県との協議の可否等<br>(○協議を要す、●協議不要)                      |
|--|--|
| ア 緊急の必要により、2人以上の者から見積書を徴する暇がないとき。  | ○「緊急随契」とし、その具体的理由について協議                          |
| イ 特許品、特殊技術製品又は特殊規格品等でその取扱店が1店のみであり、事実上2人以上の者から見積書を徴することができないとき。  | ●「取扱店一店のため随契」とし、具体的協議不要                          |
| ウ 購入しようとする物品と同一の品質、規格のものが市販品としてどこにでも販売されており、いずれで購入してもその価格に相違がなく2人以上の者から見積書を徴することが無意味と認められるとき。                                      | ●「定価販売品につき随契」とし、具体的協議不要                          |
| エ 過去6ヶ月以内において、当該購入予定物品の種類及び数量をほぼ同じくする契約(競争入札又は見積り合わせの方法で契約した場合)を既に締結したことがある物品について、その後経済上の変動もなく、かつ、購入の相手方が前回の納入単価で納入することについて了承したとき。 | ●○年○月○日一般競争入札(○年○月○日見積り合わせ)による契約価格と同値」とし、具体的協議不要 |
| オ 1件の予定金額10万円未満(分解を要する物品等の修繕は、30万円未満)の契約に当たり2人以上の者から見積書を徴することは、これに要する経費等を考慮するとき、得失相償わないと認められ、かつ、確実に契約の履行が確保できる見込みのあるとき。            | ●「少額経費につき随契」とし、具体的協議不要                           |
| カ 物品の修繕等でその物品の購入店と契約する方が有利と認められるとき。  | ○「購入店と随契」とし、その具体的理由について協議                        |
| キ 現に履行中の工事、製造又は物件の供給に直接関連する契約を現に履行中の契約の相手方以外の業者をして履行させることが不利であるとき。   | ○「○年○月○日締結の契約と関連する契約」とし、その具体的理由について協議            |